



発行所
社団法人 国民文化研究会
(九州↔東京↔全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

「皇室典範」改悪の動きを憂ふ

— 求められる皇室への「信」 —

稲津 利比古

先月二十日の通常国会施政方針演説で、小泉首相は、有識者会議の報告に沿って皇室典範の改正案を提出することを明らかにした。

元来「皇室典範」は皇室のご性格からして国会に提出し議論されるべきものとは、本質的に異なるものである。「正論」二月号林道義氏論文)ことを思へば、法案の国会上程そのものを食ひ止めるのが正道であらうが、万一答申通りの内容が可決されることにもなればまことに由々しき事態となるに違ひない。

これ迄の有識者会議の動きは、国民に一般受けする「女性天皇容認」といふことと、一見区別がつきにくい「女系天皇容認」をセットにして、結論をそこに導かうとする意図が明らかであった。だが、もしも女系天

皇を容認すれば、数十年後には、二千年以上連続として続いてきた「男系継承による万世一系の天皇統治」が危機に直面し、「天皇制打倒」を意図する陣営に付け込まれかねない。

しかも周知のやうに有識者会議の吉川弘之座長は今般の動きに深刻な懸念を覚えられた三笠宮寛仁親王のご発言を、無視・黙殺するといふ無礼な態度を取り続け、更に皇室をお護りする最高責任者たる羽毛田信吾宮内庁長官まで、寛仁親王のただならぬご心懷を汲まうとする姿勢すら失つてゐる。何故にかくまで皇室・皇族方への崇敬の念が希薄になつてしまつたのか。

昨夏の伊勢での合宿教室の帰路、松阪の本居宣長の墓に詣でた。かね

て宣長の説く「やまと心」について考へを巡らしてゐるが、「直毘靈」のなかで次のやうに言つてゐる。

「すべて何わざも、大らかにして事足ぬることは、さてあるこそよけれ(そのまゝにしておくのが良いのであつて)、故(さういふわけ)で)皇国(この日本)は、古は、さる言痛き(仰々しい)教へも何もなかりしかど、下が下までみだる、ことなく、天、下(日本国中)は穩に(平穩に)治まりて、天津日嗣(皇位継承は)いや遠長に伝はり来坐り」

遠い祖先の時代、日本には仰々しい教へは何もなかつたが、国中は平穩に治まり、歴代天皇の天つ日嗣(皇位継承)は歴史を貫いて伝はつて来た。さらに宣長は、古来、日本には、「道てふことなけれど、道ありしなりけり」―「道」といふ言葉はなかつたが、あるべき「道」そのものは、ゆるがぬものとして存在したのである―とも言つてゐる。

この「天皇を中心とした歴史に対する深い信頼感」、それが即ち宣長が折にふれて口にされる「やまと心」そのものなのである。それを思へばこの度の皇位継承問題こそは、正しくこの歴史を「信じる」といふ民族

的体验から出発しなければならぬと思ふ。

戦後、昭和天皇は臣籍に降下された(せざるを得なかつた)方々に「臣籍に降下といふ事情に立ち至つたことはまことに気の毒であるが、今後とも身を慎み、気品あるご生活をしていただきたい」旨を仰つてをられる。さらに当時、宮内次官であつた加藤進氏は、降下された方々に「万が一にも皇位を継ぐべき時が来るかもしれないとご自覚のもとで身をお慎みになつて頂きたい」と申し上げたといふが、これは昭和天皇の思召しでもあつたといふ(「明日への選択」一月号ほか)。

旧宮家が臣籍に降下されて既に六十年が経過してゐるとは言へ、これまでに幾度か断絶の危機を回避しつつ百二十五代を数へたといふ永い皇統の歴史を思へば、今こそ皇族への復帰を真剣に検討すべきではないか。この場合大切なことは皇室に対する国民の深い信頼である。その信頼感を取り戻すことが出来れば、旧宮家の皇族復帰によつて、皇位継承を巡る懸念は大きく愁眉を開くことになり、「天ノ下は穩に治まる」のではあるまいか。(本会事務局長)